

下川町公告第 7 号

次の工事は、特定建設工事共同企業体に発注することができる工事とし、指名競争入札に参加することができる特定建設工事共同企業体の入札参加資格、申請方法等について公告する。

令和 7 年 4 月 9 日

下川町長 田 村 泰 司

1 工事の概要

工 事 名	林業専用道矢文東線開設工事
工 事 場 所	下川町上名寄
予 定 工 期	着工の日から令和 7 年 1 1 月 2 0 日まで
工 事 の 概 要	林業専用道開設 L=1520m W=3.0m

2 特定建設工事共同企業体の入札参加資格

本工事の入札に参加することができる者は、下川町財務規則（平成 7 年 4 月 1 日規則第 6 号）第 109 条に定めている下川町建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 特定建設工事共同企業体の構成員の資格要件

- ア 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、当該工事に対応する建設業法における建設工事の種類ごとに定める許可を受けている者同士の組合せとする。
- イ 北海道内に本社を有すること。
- ウ 特定建設工事共同企業体の資格審査申請書提出時点で、国及び地方公共団体から指名停止処分を受けていないこと。
- エ 全ての構成員が、当該工事に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）における建設工事の種類ごとに定める許可を受けてから営業年数が 2 年以上であること。
- オ いずれかの構成員において、当該工事を構成する工事区分と同種の工事について、元請としての施工実績があること。
- カ いずれかの構成員において、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

(2) 特定建設工事共同企業体の資格要件

- ア 特定建設工事共同企業体の構成員の数は、4社以内とする。
- イ 各構成員の出資比率の最小限出資比率は、20%以上であること。
- ウ 代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

3 特定建設工事共同企業体の申請方法

本工事の入札に参加しようとする特定建設工事共同企業体は、次の書類を作成し申請するものとする。

(1) 提出書類

- ア 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書
- イ 特定建設工事共同企業体共同施工方式協定書の副本
- ウ 同種工事施工実績調書
- エ 配置予定技術者調書
- オ 委任状

(2) 受付期間

令和7年4月9日（水）から令和7年4月28日（月）まで

(3) 受付場所

下川町総務企画課

申請書は1部を持参するものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。